

プログラム医療機器等指導管理料について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、「プログラム医療機器等指導管理料」の施設基準を地方厚生局に届け出ております。

【対象となるプログラム医療機器（治療用アプリ等）】

- ・ニコチン依存症治療補助アプリ

関連学会の策定するガイドラインおよび適正使用指針に従って、総合的な指導および治療管理を実施しております。

【プログラム医療機器等指導管理料の算定について】

- ・患者さんがご自身のスマートフォン等を用いて行う治療管理に対し、月1回に限り所定の点数（90点）を算定いたします。
また、初回導入時には導入期加算（50点）も加算いたします。

病院長